

平成 23 年第 3 回更別村議会臨時会会議録

平成 23 年 4 月 15 日

平成 23 年第 3 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 高橋 祐二

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は 6 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 3 回更別村議会臨時会を開会いたします。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
村 長		村長より招集の挨拶があります。 岡出村長 本日ここに、平成 23 年第 3 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げますところ、議員各位には、時節柄大変ご多用の中、それぞれご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。 今年度は雪解けが早く進み、早くも一部で蒔き付け作業が行われているところであり、まずは春先の農作業が順調に行われることを願っているところであり、 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関しましては、想像を絶する歴史的な災害となり、1 か月を過ぎても未だ死亡者、行方不明者の確定はもとより、被災規模を把握出来ない状況が続いており、また福島原発事故につきましても極めて深刻な事態が続いており、終息の目途が立たないところであります。 村といたしましても東松島市との災害時相互応援協定に基づき、また人間として国民として人道的な支援を緊急に村民のご協力とご支援をいただき行っておりますが、先般、支援に係る緊急的な予算について専決処分したものの承認と当面必要とする支援費の補正予算について、それぞれ改選を目前にいたしまして異例ではありますが、緊急にご審議をお願いするものであります。 東日本の復旧、復興をなくして日本の再生はないと思うものでありますし、世界が注目をいたしているところでもあります。 よろしくお祈りを申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶といたします。
議 長		村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 02 分)</p>

議	長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において7番本多さん、1番赤津さんを指名いたします。
議	長	日程第2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第3回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ4月14日、午前10時00分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は1日間と決定しました。
議	長	日程第4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。
村	長	岡出村長 それでは一般行政報告につきまして口頭報告をさせていただきます。 1番、2番につきましては、寄付についてであります。 4月8日にそれぞれ、匿名希望により現金100万円のご寄付をいただきました。寄付の趣旨につきましては、子どもたちの育成に関する事業に使うて欲しいということをございます。このご寄付の目的により活用させていただくものであります。 3番目の東日本大震災につきまして、別紙のとおり報告をさせてい

たきます。

別紙をご覧になっていただきたいと存じます。

東日本大震災について、1 番の震災の概要についてであります。

1) から 3) まではお目通しを願うものであります。

4) の被災状況であります。12 都道府県死者、行方不明者等につきましてはお目通しを願うものであります。そのうち東松島市の状況につきましては、死者が 920 人、行方不明者 776 人、これは 4 月 13 日の警察庁の取りまとめでございまして、今なお現在、増え続けているということでもあります。

2 の更別村の対応であります。3 月 19 日以降分についてご報告を申し上げます。

3 月 19 日には東松島市に第 1 次救援物資搬入をしております。

内容につきましてはお目通しを願うものであります。

3 月 20 日、東松島市との協議により応援職員派遣の見合を決定しております。早くに職員の派遣を計画してございましたけれども、これにつきましては受け入れる体制にないということで当時、見合わせたものであります。

3 月 24 日には第 4 回災害応援本部会議、続いて 3 月 25 日には第 2 回東松島市支援会議、それぞれ行っております。

3 月 28 日には東松島市救援物資の村民募集を行って、提供物資につきましては、生活用品 229 箱、提供者 209 世帯という多くの方々のご協力をいただいたところであります。村民の多大なご協力に感謝を申し上げます。

3 月 31 日、東松島市に第 2 次救援物資搬入をしております。

内容につきましてはお目通しを願うものであります。

4 月 1 日、被災地応援に係る補正予算の専決処分をさせていただきました。この専決処分につきましては、この後、承認をいただくものであります。

4 月 4 日には第 5 回災害応援本部会議を開いております。

この会議に基づきまして 4 月 11 日から東松島市に応援職員の派遣ということにいたしております。1 班 3 名体制により順次 5 班編成で、交代制により 5 月 6 日まで派遣を続けていくということにしております。②の東日本大震災発生 1 か月にあたりまして、犠牲者の冥福を祈るために、役場職員や来庁者により 1 分間の黙祷を捧げております。

3 の義援金募集状況でございます。4 月 13 日現在で取りまとめたものであります。①東松島市交流推進委員会・どんぐり子ども交流委員会が募集しております義援金につきましては、14,970,131 円となっております。募集期限につきましては 4 月 15 日までとさせていただきます。②日本赤十字社更別村分区募集義援金につきましては、2,266,000 円となっております。この募金の募集期限につきましては、9 月 30 日まで続けるということにさせていただきます。③更別村共同募金委員会募集義援金につきましては、495,801 円となっております。募集期限は 9 月 30 日までとなっております。

		<p>このように多くの村民皆様方のご協力に深く感謝を申し上げ一般行政報告といたします。</p>
議	長	<p>これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。</p>
7 番本多議員		<p>7 番 本多さん 今の報告の中で4月11日から職員の派遣を3名ずつ5班ということですが、新聞等の報道によりますと治安も悪くなっておりますし、また原発の問題等もあるわけですが、そういった職員の安全性とか、そのことについてはどのようになっておられるのかお伺いしたいと思います。</p>
議	長	<p>岡出村長 治安の状況等、派遣する環境が生まれたということで派遣に踏み切ったところであります。</p>
村	長	<p>そして職員とは随時連絡を取り合っ安全性を確認して任務についていただいているということで、その中で原発の放射能汚染の問題がやはり心配になるところでありまして、これが危険性に及ぶということになった場合には、即座に引き上げるということにいたしているところであります。いずれにいたしましても第2次災害にならないように私どもは十分配慮しながら職員を救援活動にあたらせるということにしているところであります。</p>
議	長	<p>1 番 赤津さん 5月6日までが5班の編成でいくという人的派遣であります、その後の要請があれば当然また継続をするという考えを持っているのかお聞きしたいと思います。</p>
1 番赤津議員		
議	長	<p>岡出村長 5月6日までといたしておりますけれども、その後の東松島市との協議の中で、村からの支援活動が必要な場合は、また新たな体制の中で協議をしていただいで決めていきたいと思っております。</p>
村	長	<p>なんせ私ども、任期が任期でありますので新体制の中で十分協議をして決めていただきたいと思っております。</p>
議	長	<p>他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>これで質疑を終わります。 日程第6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>これで質疑を終わります。</p>

議 長 日程第7、承認第1号、平成23年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長 岡出村長
承認第1号、平成23年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件であります。
平成23年度更別村一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。
理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。
1枚めくっていただきますと、専決第1号の写しであります。
専決処分書、平成23年度更別村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。
理由といたしましては、歳入歳出予算について、東日本大震災による被災地を支援するため、緊急に補正をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。
次をめくっていただきますと、平成23年度更別村一般会計補正予算（第1号）でございます。
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,428,533千円とするものであります。
内容であります。歳出の6ページをお願い申し上げます。
款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、2,017千円の追加でございます。
内容でございますが、7の賃金といたしまして、138千円を追加させていただきます。この震災対策につきましては、年度変わりということでございますし、また順次、職員の派遣等から臨時職員21日分の賃金を追加させていただくものであります。
9の旅費につきましては、1,472千円の追加であります。第2次の物資の搬入分、これは4月1日から2日分の職員旅費と4月11日から人的派遣第1班、3名体制で送ってございますが、第3班までの4月26日までの分の旅費をみたものであります。
11の需用費、122千円につきましては、人員派遣に伴う消耗品、レンタカー、燃料等一括でございます。
13の委託料につきましては275千円の追加であります。
第2次災害援助物資の輸送経費でありまして、4月1日から2日分でございます。
14の使用料及び賃借料10千円、これは人員派遣に伴う移動のタクシー代としてみたものであります。
続きまして歳入であります。
5ページをお願い申し上げます。
款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、2,017千円の追加であり

ます。これにつきましては、前年度繰越金としてみたものであります。平成 22 年度におきまして、特に降雪が少なかったこと等によりまして除雪費の減、約 12,800 千円残となっております。そうしたことから、繰越金増となります。この一部を財源とさせていただいたものであります。

以上、説明とさせていただきます。
ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 長 これですべての討論を終わります。
これから承認第 1 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。
本案は、承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。
したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

議長 長 日程第 8、議案第 41 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 議案第 41 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件でございます。
第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,447,933 千円とするものであります。
今回の補正の内訳であります。歳出の 6 ページをお願い申し上げます。
款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、19,400 千円を追加させていただきます。
その内訳でございますが、9 の旅費といたしまして、1,404 千円、今後予定してございます物資の輸送を 2 回分みてございます。それに随行する職員の旅費あるいは被災者の受け入れに係る分の旅費として 1 回分でございます。それから人員派遣、これは 4 班から 5 班に渡る職員の旅費でございます。
11 の需用費、9,092 千円を追加させていただくものであります。
これにつきましては、人員派遣に係る消耗品等一括 60 千円、それから救援物資の購入費 2 回分 8,000 千円、これにつきましては食料品や学用品を予定してございますが、これは東松島市と協議の上決定

をしていきたいと考えております。それから被災者の受け入れに伴う住宅用の消耗品といたしまして一戸 200 千円の 5 戸分、1,000 千円をみたものであります。その他、燃料費といたしまして借り上げレンタカーの燃料費として 32 千円をみているものであります。

13 の委託料でございますが、1,884 千円を追加させていただくものであります。これにつきましては災害援助物資の輸送、2 回分、被災者受け入れ送迎に係る経費 884 千円、それらを見させていただくものであります。

14 の使用料及び賃借料でございますが、20 千円、これは人員派遣に伴うタクシーの借り上げ分としてみさせていただきます。

18 の備品購入費でございますが、2,000 千円の追加であります。被災者受け入れ住宅用備品といたしまして 1 戸 400 千円の 5 戸分、2,000 千円を予算化したものであります。

なお、消耗品的なものにつきましては村民からの寄付をお願いすることといたしているものであります。

26 の寄付金につきましては 5,000 千円の予算を見させていただきました。これにつきましては管内の他町の状況から判断いたしまして義援金は 5,000 千円とさせていただいたものであります。

次に歳入、5 ページをお願い申し上げます。

款 18 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、19,400 千円の補正をさせていただきます。これにつきましては、前年度繰越金ということでございます。3 月の 11 日に震災が起きまして、3 月 17 日の第 1 回定例会会期中に急きょ、平成 22 年度の更別村一般会計補正予算(第 6 号)におきまして対策費 10,835 千円をお認めいただきました。それに基づきまして対策を進めてきたわけですが、これに対しまして国から急きょ特別交付金が 8,084 千円が措置されることになりまして、既に平成 22 年度会計に入れられたということでもあります。これがそのまま繰越金となってまいりますし、補正予算(1 号)専決処分の説明でも申し上げましたけれども、除雪費等の残がありますし、あるいはその他の交付金との増加措置によりまして繰越額の増加を見込んでございます。そういったことから今般、19,400 千円の財源につきましては繰越金を充てるということにいたしました次第であります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1 番 赤津さん

議 長
1 番赤津議員

義援金について今、村長の説明ですと管内の状況を判断してこの数字が出たというふうに説明があったわけですが、管内では一律大体このくらいなのですか。上限なしに 1 町村大体 5,000 千円くらいのお金が寄付としてなっているのか。私は自治体として高い安いは別として村民の皆さんにも見舞金の物差しというか尺度というか村民一人 3,000 円だったら 10,000 千円くらいになるとか、その

ような判断で出すことの方がより生きたお金の使い方というか、そういう面では受ける側も意味もわかりますので、高い安いは別として私としては行政としては5,000千円というのはいかがなものかなと思っております。民間でも5,000千円でどんどんそういう桁が出ております。そのようなことで、出せば良いというものではない、金額が多ければ良いというものでもないのですが、同じ出すのであればきちんとした尺度の判断で隣の町がこうだから出したということではせつかくのお金の出し方としては私は値がないのではないかなと思うものですから、再度説明をしていただきたいと思います。

それと8,000千円、交付税が特例で来ますが、これは22年度は入ってそのトータルが19,000千円、歳入で中に盛り込まれているということですね。その確認でした。

議 長
村 長

岡出村長

5,000千円の義援金をみさせていただいたわけですがけれども、これは私ども村民の方々の協力からみて少ないという判断をいたしたところでありましてけれども、やはり自治体同士の義援金の額のあり方というものを考えなければなりませんし、義援金に対しては国からの交付金の算定には、こういうものは入ってこないわけでありまして。従って村の財政等を考えた時に、いかに東松島市と有効な支援のあり方というものを検討して出していかなければならない。そういうことからやはりバランス上から5,000千円とさせていただいたものでありまして、議員さんの気持ちは十分理解してございますけれども。その辺は皆さん理解していただけるものと思っております。以上であります。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

私は義援金について5,000千円は妥当だと思っておりますけれども、義援金はどのようにして、例えば銀行振込なのか、持って行くのか、今回の補正の中ではこの点に関しての旅費というものはないのですけれども、どのように向こうに贈られるのか。

議 長
村 長

岡出村長

この件につきましては、新体制になってからと思っております。ただ振込みだけでは、やはり物足りないという感じをしております。やはり執行を代表する者、あるいは議会を代表する者が行ってきちんとお見舞いを申し上げて来ることが筋であろうと思っております。その予算につきましては、既定の予算のやりくりの中で出来ると思っておりますので、この後、新体制が決まりました折に相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

議 長
議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 | これで討論を終わります。
これから議案第 41 号、平成 23 年度更別村一般会計補正予算（第
2 号）の件を採決いたします。
議 長 | 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部終了致しました。
これにて平成 23 年第 3 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 35 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 4 月 15 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎